# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	せん	,等,	の概算	更

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 23 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 17 件

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの期間及び 48 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められること から、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月から40年3月まで

② 昭和48年2月及び同年3月

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和39年8月から40年3月までの期間及び48年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①当時、私は住み込みでA職の修行をさせてもらい、親代わりでもあったB店の店主が、国民年金の加入手続を行い、集金又は銀行においいて保険料を納付してくれていた。申立期間②の保険料については、夫が、C区役所において納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ8か月及び2か月と短期間である上、申立人は、両申立期間及び国民年金第3号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人が保管する国民年金手帳の発行年月日から、昭和40年9月ころと考えられ、この時点において時効未到来である申立期間①の保険料を納付することは可能であり、事実、申立人に係る国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間①直後の40年4月から41年9月までの保険料を、41年4月20日に現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人に係る国民年金被保険者台帳には、昭和 47 年 11 月 18 日付けでD区を管轄する社会保険事務所からC区を管轄する社会保険事務所に同

台帳が移管されたことの記録が確認できることから、申立期間②における申立 人の国民年金の加入手続が、48年4月以降に行われたとは考え難いことから、 申立期間②当時、当該期間に係る保険料の納付書が発行されたものと推認でき る。

加えて、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立人は、申立期間② 直後の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立 期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

なお、平成16年8月12日付けで、申立人の国民年金被保険者資格取得日が、昭和48年2月28日から同年3月1日に変更されていることから、申立期間②のうち48年2月については、厚生年金保険被保険者資格と重複して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できるものの、当該月は、国民年金被保険者となり得る月ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 茨城国民年金 事案 970

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から49年3月まで

② 昭和50年1月から同年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間①については、昭和 48 年3月に短大を卒業した際に、母から年金手帳を渡され、A市において毎月保険料を納付していた。申立期間②については、継続して保険料を納付していたはずであり、前後の期間については、保険料が納付済みとなっている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②は、3か月と短期間であり、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、申立期間②前後の保険料について、現年度納付していることが確認できることから、申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。
- 2 一方、申立人が、申立期間①直前まで居住していたB市又は申立期間①当時に居住していたA市において国民年金の加入手続を行った場合、「D」又は「E」の国民年金手帳記号が払い出されることとなるが、申立人の国民年金手帳記号は、申立期間①直後に転入したF市において払い出される「G」であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

また、申立人は、申立期間①の保険料を後からまとめて納付したことはな

いと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、具体的な国民年金の加入状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間①直前までは短大生であり、本来、国民年金の加入手続を行った場合は、資格種別が「任意」となるべきところ、20 歳当時の資格種別が「強制」となっていることからみても、申立人の主張どおりの加入手続が行われたとは考え難い。

その上、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 茨城厚生年金 事案 702

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA校における資格喪失日に係る記録を同年 2 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 5 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から同年5月1日まで

② 昭和50年1月31日から同年2月1日まで

③ 昭和50年2月1日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A校に勤務していた期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月1日までの期間、50年1月31日から同年2月1日までの期間及び同年2月1日から同年3月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和49年3月26日にA校を卒業した後、同年4月10日から50年1月31日まで、教師として同校の教壇に立っており、同年2月の1か月間は年次有給休暇を使用し、同年3月に結婚退職した。

このため、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを 認めてほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、公共職業安定所に照会したところ、申立人のA校に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和 49 年 5 月 1 日、離職日が 50 年 1 月 31 日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間②中に同校に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和 49 年5月1日付

けで、A校における厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、9人いることが確認でき、そのうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうちの1人から、50年1月の終わりころ、仕事の帰りに結婚退職祝いとしてハンドバッグを申立人と2人で買いに行き、申立人に渡した記憶がある旨の証言が得られた。

さらに、上記回答の得られた同僚のうち、一人から、自身は、申立人と同じ教員として同じクラスを受け持っていたとし、昭和 49 年 9 月 30 日に結婚退職するまで、A校に勤務していた旨の証言が得られ、この同僚の同校における厚生年金保険の被保険者資格喪失日を調べたところ、同校に係る当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、同年 10 月 1 日であることが確認できる。

加えて、A校に照会したところ、厚生年金保険の被保険者資格の喪失届については、月末喪失による届出の慣行は無いことから、申立期間②当時、申立人に係る同資格の喪失届を提出する際、資格喪失日について、本来であれば昭和50年2月1日と記載すべきところ、同年1月31日と誤って記載してしまった旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA校に勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A校に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票において確認できる、申立人に係る昭和 49年 10月の同校における定時決定の記録により、5万 2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格届における資格喪失日を誤って昭和50年1月31日として届け出たため、同年1月分の保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、A校に照会したところ、申立期間①当時の資料は 残存していないため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年 金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、上記回答の得られた同僚3人が記憶するA校における勤務開始時期は、同校における厚生年金保険の被保険者資格取得日より1か月前であることが確認できることから、申立期間①当時、同校では、従業員を必ず

しも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

3 申立期間③について、A校に照会したところ、申立期間③当時の資料は 残存していないため、申立人に係る申立期間③当時の勤務状況及び厚生年 金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、申立人は、勤務期間中の昭和50年2月の1か月間について、年次有給休暇を使用したと主張しているものの、A校から、申立期間③当時の年次有給休暇の付与について、現在と同じく労働基準法に基づき、半年以上の勤務で10日の年次有給休暇を付与していたとし、従業員が約1か月間の年次有給休暇を使用できることは考えられない旨の回答が得られた。

4 このほか、申立期間①及び③に厚生年金保険料を事業主により給与から 控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申 立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認でき る関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和20年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月5日から同年9月16日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和20年3月5日で ある旨の回答を受けた。

私は、昭和15年4月1日にB職としてA社(現在は、C社)に入社した。 空襲が激化し、戦火を避けるため、昭和20年3月に、A社の従業員として、 一部の従業員と一緒に、D県E市にある同社の協力工場であるF社へ工場 疎開し、同年9月15日まで勤務した。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された「C社 50 年史」により、申立期間当時、D県E市にF社が所在していたことが確認できるとともに、A社からF社へ工場疎開が行われたことが確認できる。

また、C社に照会したところ、申立期間当時、会社の命令により工場疎開が行われており、申立人は、A社の従業員としてF社に勤務し、A社の厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと思う旨の回答が得られた。

さらに、申立人は、自身と同時期に、A社からF社へ工場疎開した同僚3人の名前を挙げていることから、その同僚3人の厚生年金保険被保険者資格を調べたところ、そのうちの2人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿に名前が見られるとともに、オンライン記録により、同社において 申立期間も継続して被保険者資格を有していることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、F社に勤務しながらも、A社における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和20年2月の記録により、140円(14等級)とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、これを確認できる関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことか ら、行ったとは認められない。

### 茨城厚生年金 事案 704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C所における資格喪失日に係る記録を昭和59年11月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月8日から同年11月8日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社C所における被保険者資格喪失日が、昭和59年10月8日である旨の 回答を受けた。

私は、昭和 59 年 11 月 8 日付けでA社C所から同社本社へ異動したことから、同社C所における被保険者資格喪失日は、同社本社における資格取得日と同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者 記録では、資格取得日が昭和47年4月1日、離職日が平成14年3月31日で ある旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務してい たことが確認できる。また、B社から、申立人は、昭和47年4月1日にA社 に入社して以降現在まで、継続して勤務している旨の回答が得られた。

また、B社から提出された「人事発令通知」により、申立人は昭和 59 年 10 月 15 日付けでA社C所から同社本社に異動したことが確認できるところ、同社は、厚生年金保険被保険者資格の喪失に係る届出について、通常、人事発令日(昭和 59 年 10 月 15 日)より前の日付け(同年 10 月 8 日)で行うことはないとしているほか、同社が管理している「被保険者名簿」により、申立人の同社C所における被保険者資格喪失日は確認することができないものの、申立人が同年 11 月 8 日に同社本社における被保険者資格を取得している

ことが確認できることから、申立人の同社C所における被保険者資格喪失日は同年11月8日であるはずとしている。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人と同時期に同社C所から同社本社に異動した者の厚生年金保険の加入記録について調べたところ、申立人を除いて、異動時に被保険者期間が欠落している者は見られない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社 C所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたもの と認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C所に係る申立人の健康 保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 59 年9月の記録により、28 万 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかにこれを確認できる関係資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 茨城厚生年金 事案 705

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和47年5月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、4万2,000円とすることが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月1日から48年5月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社(現在は、B社)における被保険者資格取得日が、昭和48年5月1日 である旨の回答を受けた。

しかし、厚生年金保険被保険者証でも分かるとおり、「初めて資格を取得した日」は昭和47年5月1日であり、同日から51年9月1日までの期間、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人のA社における被保険者 資格取得日は昭和 48 年5月1日となっているものの、申立人が所持する厚 生年金保険被保険者証では、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和 47 年5月1日」と記載されていることが確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により、申立人の被保険 者資格取得年月日は、昭和47年5月1日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間中にA社を退職した同僚一人に照会したところ、申立人は申立期間に間違いなく同社に勤務していた旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 47 年 5 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金

保険被保険者原票の申立人の記録により、4万2,000 円とすることが必要である。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年9月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社C工場における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、昭和52年8月 31日である旨の回答を受けた。

私は、昭和52年8月31日までA社C工場に勤務し、同年9月1日付けで同社本社へ異動したため、同社C工場における被保険者資格喪失日は同日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者 記録では、資格取得日が昭和22年11月1日、離職日が58年2月6日であ る旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していた ことが確認できる。

また、申立人から提出された退職所得の源泉徴収票(写し)により、申立人のA社の入社日は昭和18年1月4日であることのほか、退職日は58年2月6日であることが確認できる。

さらに、事業主に照会したところ、申立期間当時、同社では給与計算及び 給与控除を本社一括で行っており、同社C工場に勤務していた申立人につい ても、給与から保険料が控除されていたはずである旨の回答が得られた。

加えて、オンライン記録により、申立人と同様に昭和 52 年9月1日付けで、A社C工場から同社本社へ異動した同僚二人の加入記録及び同社C工場

以外の部署から同社本社へ異動した同僚数名の加入記録を調べたところ、前者の同社C工場における被保険者資格喪失日は同年8月31日となっているものの、後者の異動前の部署における被保険者資格喪失日は異動後の同社本社における被保険者資格取得日と一致しており、空白期間は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社 C工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたも のと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の昭和 52 年7月の記録により、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としているものの、事業主が資格喪失日を昭和 52 年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月 31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA社における資格喪失日は平成 10 年4月 10 日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、平成8年6月から同年9月までに係る標準報酬月額を36万円、同年10月から10年3月までに係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の上記訂正後のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年10月1日に訂正し、同年4月から同年9月までに係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から10年4月10日まで

② 平成10年4月10日から同年10月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた平成8年6月1日から10年10月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、当該事業所に勤務していた期間中、毎月給与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 労働局に照会したところ、昭和 63 年 10 月 1 日から平成 15 年 11 月 30 日までの期間に係るA社における申立人の雇用保険被保険者記録が確認できるとの回答を得たことから、両申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によれば、A社は、両申立期間において厚生年金

保険適用事業所としての記録が無い。

しかし、A社は、法人事業所であることから、両申立期間当時の厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

2 申立期間①について、オンライン記録によれば、申立人のA社における 厚生年金保険被保険者記録については、当初、平成8年10月1日及び9年 10月1日付けで標準報酬月額の定時決定が行われていたところ、同社が厚 生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である8年6月1日より後 の10年4月10日付けで、8年6月1日に遡及して、被保険者資格を一般 喪失させる処理が行われたことが確認できる。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成8年6月1日時点において、同社における厚生年金保険被保険者資格を有する同僚3人に照会したところ、1人から回答が得られ、申立人は、申立期間①及び②当時、同社において、正社員として勤務していたとの証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立人の被保険者資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①における資格喪失日に係る記録については、社会保険事務所の処理日と同日の平成10年4月10日とすることが必要と認められる。

なお、申立期間①に係る標準報酬月額については、オンライン記録にあるA社における遡及訂正前の申立人の記録から、平成8年6月から同年9月までに係る標準報酬月額を36万円、同年10月から10年3月までに係る標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

3 申立期間②について、上記1のとおり、申立人のA社における勤務が確認できる。

また、申立人は申立期間②における給与明細書等を所持していないものの、申立人と同様の業務に従事し、同様の雇用形態であったとする同僚の申立期間②当時の給与明細書では、申立期間②に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。また、当該同僚から「申立人とは同じように勤務し、給与を受けていたのだから、申立人も給与から厚生年金保険料を控除されていたはずである。」旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②において、A社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、オンライン記録にあるA

社における遡及訂正前の申立人の記録から 38 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からの回答が得られないものの、事業主は申立期間②において適用事業所となる要件を満たしていたにもかかわらず、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 茨城厚生年金 事案 708

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成 10 年 11 月 2 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、28万円とすることが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月31日から同年11月2日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社における被保険者資格喪失日が、平成10年8月31日である旨の回答 を受けた。

私は、平成 10 年 11 月 1 日までA社に勤務しており、当該資格喪失日は同年 11 月 2 日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、 平成 10 年 11 月 2 日と記録されていたところ、同日より後の 11 年 2 月 4 日付けで、10 年 8 月 31 日に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社の顧問社会保険労務士から提出された「社会保険料過分天引き額の返還指示書」及び添付資料により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるとともに、上記の被保険者資格喪失日の遡及訂正処理後に、当該保険料の返還を受けていないことが確認できる。

また、A社において、申立人同様、被保険者資格喪失日が遡及して訂正されている同僚から、申立人は、被保険者資格喪失日の遡及訂正処理には関与していなかったと思う旨の証言が得られ、このことから、申立人が上記の被保険者資格喪失日の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は被保険者資格喪失日の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年11月2日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要である。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月31日から同年9月1日まで 私は昭和61年8月31日にA社を退職したが、ねんきん特別便によると、 厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日が同日となっている。

本来、厚生年金保険被保険者資格の資格喪失日は退職日の翌日となるはずなので、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和61年9月1日に訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人のA社に係る雇用保険被保険者記録では、資格取得日が昭和60年8月21日、離職日が61年8月31日である旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人は、昭和60年11月12日に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人から提出された昭和60年11月分の給与明細書により、同年11月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるため、申立期間当時、同社では、翌月控除方式により、厚生年金保険料を控除していたものと推認できるとともに、申立人から提出された61年8月分の給与明細書では、2か月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の日本における責任者に照会したところ、申立人に係る被保険者資格の喪失届を提出する際、被保険者資格喪失日について、誤って記載してしまったと思われる旨の回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる給与総額により、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から、申立期間当時、申立人の被保険者資格喪失の届出を提出する際に誤りがあったと思われる旨の回答が得られたことから、事業主は昭和61年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

# 茨城厚生年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成 10 年 11 月 2 日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年8月31日から同年11月2日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社における被保険者資格喪失日が、平成10年8月31日である旨の回答 を受けた。

私は、平成 10 年 11 月 1 日までA社に勤務しており、当該資格喪失日は同年 11 月 2 日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格喪失日は、当初、 平成 10 年 11 月 2 日と記録されていたところ、同日より後の 11 年 2 月 4 日付けで、10 年 8 月 31 日に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、A社の顧問社会保険労務士から提出された「社会保険料過分天引き額の返還指示書」及び添付資料により、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できるとともに、上記の被保険者資格喪失日の遡及訂正処理後に、当該保険料の返還を受けていないことが確認できる。

また、A社において、申立人同様、被保険者資格喪失日が遡及して訂正されている同僚から、申立人は、被保険者資格喪失日の遡及訂正処理には関与していなかったと思う旨の証言が得られ、このことから、申立人が上記の被保険者資格喪失日の遡及訂正の届出について決定し得る立場であった又は被保険者資格喪失日の遡及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年11月2日に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円とすることが必要である。

### 茨城国民年金 事案 971

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から56年12月まで

父が、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料については、昭和59年4月に、さかのぼって一括して納付したと、父から聞いている。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和59年4月3日以降と考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その父が、国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その父も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、その父が、昭和59年4月に、申立期間の保険料を一括納付したと主張しているが、この時点では、特例納付制度は存在しておらず、申立期間である101か月の保険料を納付することができないため、申立内容に信憑性がない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 茨城国民年金 事案 972

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月から61年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和57年3月から61年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間の保険料については、元夫が自身の銀行口座から口座振替により納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由、

申立人は、その元夫が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、 国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立人は、昭和57年2月11日 に、国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申 立期間については、厚生年金保険被保険者との婚姻(昭和47年6月)によ る合算対象期間(カラ期間)であるため、国民年金被保険者資格を有してお らず、保険料を納付することができない。

また、オンライン記録により、申立人の国民年金の第3号被保険者資格取得処理年月日は、昭和61年7月29日であることが確認でき、仮に、申立人が申立期間に国民年金被保険者資格を有している場合、同年4月ころに第3号被保険者資格取得の事務処理が行われるものと考えられることから、申立期間について、継続して保険料を納付していたとする申立人の主張には、矛盾が認められる。

さらに、申立人は、その元夫が申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その元夫に連絡がつかないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料について、その元夫が自身の銀行口座から口座振替により納付していたと主張しているが、行政機関及び銀行において、長期間(49月)にわたり納付記録が欠落する瑕疵があったとは考え難い。

また、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 茨城国民年金 事案 973

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から62年3月まで

社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、昭和60年8月から62年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。

20 歳になったころ、母と伯母に勧められ、国民年金の加入手続を行った。 申立期間の保険料については、A町役場(現在は、B市役所)において、 定期的に納付していた。

私が保険料の納付に行けない時は、母又は近所に住んでいた伯母が保険料を納付してくれており、平成4年12月に厚生年金保険に加入するまで、 未納なく保険料を納付していたはずである。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和60年\*月ころに国民年金の加入手続を行い、 申立期間の保険料を納期限内に納付していたと主張しているが、申立人が国 民年金に加入した時期は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号から、昭和62年10月ころと考えられるため、申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 茨城国民年金 事案 974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から43年2月まで

老齢基礎年金から障害基礎年金への切替手続をしようと思い、社会保険事務所(当時)で納付記録を確認したところ、母が、国民年金の加入手続をし、納付してくれていたはずの昭和 40 年 2 月から 43 年 2 月までの国民年金保険料が未納とされていた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、「年金手帳番号払出一覧簿」及び申立人の直後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和 46 年1月ころと考えられ、この時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

また、申立人は、その母が、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、その母も既に他界しているため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の大半について、申立人は、大学生であったと主張しているが、本来、大学生が国民年金の加入手続を行った場合は、その資格種別は「任意」となるところ、現在の資格種別が「強制」となっていることからみても、申立人の主張どおりの加入手続が行われたとは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 茨城国民年金 事案 975

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年2月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和47年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月から6年3月まで

ねんきん特別便で、平成4年2月から6年3月までの国民年金保険料が 未納及び申請免除とされていたことが判明した。

申立期間の保険料について、当時、私は学生であったことから、当初は 未納及び申請免除であったものの、結婚し退社した平成12年5月以降に、 社会保険事務所(当時)から、高額の年金未払い分の納付書が送付されて きたので、A銀行B支店(現在は、C銀行B支店・D支店)で自分名義の 預金口座から30万円を引き出し、同年夏ごろまでに、当時の居住地の郵便 局か金融機関において納付した。

このため、申立期間について保険料が未納及び申請免除とされていることに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を納付するため、平成 12 年 5 月から同年夏ごろまでの間に、A銀行B支店で自分名義の預金口座から 30 万円を引き出したと主張しているため、C銀行B支店に照会したところ、同年 4 月から同年 9 月までの間に主張している金額の相当額が引き出された形跡は見当たらない旨の回答が得られたことから、申立内容に信憑性が無い。

また、申立人は、申立期間の保険料について、平成 12 年の夏までに、当時の居住地の郵便局か金融機関において納付したと主張しているが、その時点では、申立期間のうち未納となっている平成4年2月の保険料については時効により納付することができない。

さらに、申立人は、結婚し退社した平成 12 年 5 月以降に、社会保険事務 所から、高額の保険料未納分の納付書が送付されてきたと主張しているが、 申請免除期間に係る追納については、通常、社会保険事務所から追納勧奨の案内が申請免除を行った被保険者に対し送付された後、当該者からの申出により納付書が送付されることから、申立人の主張には不合理な点が認められる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 茨城国民年金 事案 976

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和49年8月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで

② 昭和49年8月から同年12月まで

社会保険事務所(当時)に納付記録を照会したところ、昭和39年4月から同年12月までの国民年金保険料が未納、また、49年8月から同年12月までの保険料が還付されているとの回答を受けた。

申立期間①については、A町役場(現在は、B市役所)の職員に勧められ、昭和39年4月から国民年金に加入し、保険料を納付してきたはずである。申立期間②については、国民年金手帳に「還付」の印が押されているが、還付された記憶は無い。

このため、申立期間①の保険料が未納とされていること及び申立期間②の保険料が還付済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年1月以降であると考えられ、事実、申立人の居住地である A町が管理する国民年金被保険者名簿検認記録により、申立人は、42 年3 月 28 日に、その時点で納付が可能であった申立期間①直後の 40 年1月から同年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間①については、時効により保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、申立期間①の保険料を過年度納付し

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②について、国民年金保険料還付整理簿には、還付金額、還付 決定日及び還付支払日が明確に記載されており、国民年金被保険者台帳 (特殊台帳)にも、申立期間②の保険料が還付された記載があり、この記 載内容に不合理な点は見当たらない。

また、申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和 49 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できることから、申立期間②の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

さらに、申立期間②の保険料の還付決議年月日は、昭和 51 年 5 月 17 日であり、それ以前の 2 年以内に保険料の未納期間が存在しないことから、申立期間②の保険料を過去の未納期間に充当することはできない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月14日から同年11月30日まで

② 昭和32年4月1日から37年4月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和31年4月14日から同年11月30日までの期間及びB社に勤務していた期間のうち、32年4月1日から37年4月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

昭和30年7月1日にA社に入社してから、冷房による体調不良が原因で、31年11月29日に退職するまで、同社に勤務したことは間違いなく、また、その後体調が回復したことから、32年4月1日にB社に入社し、38年8月14日に退職するまで、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた 者のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、3人から回答が得ら れたものの、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得ら れなかった。

また、申立人は、申立期間①当時、A社で一緒に働いていた同僚の名前を記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

2 申立人がB社に勤務していたことは、当時の同僚の証言により推認できるが、勤務期間を特定することはできない。

また、B社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、 連絡先の判明した6人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのう ちの1人から、申立期間②当時に自身とその夫は同社に勤務していたとし、 その夫の同社における被保険者資格取得日は入社日の約1年後である旨の 証言が得られたほか、申立人は昭和 33 年ごろに同社に入社した旨の証言 が得られた。

さらに、申立期間②当時のB社の事業主に照会したところ、回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。また、C健康保険組合に照会したところ、申立期間②当時の資料は残存していないため、申立人に係る健康保険の加入の有無については確認できない旨の回答が得られた。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間②のうち昭和 36 年4月から 37 年3月までの国民年金保険料を特例納付により納付したことが確認できる。

3 このほか、両申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月20日から44年1月6日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が、昭和44年1月6日で ある旨の回答を受けた。

昭和43年10月31日に、妻が、自身の同年7月から同年9月までの国民年金保険料を納付しに市役所に行ったところ、同市役所職員より、私が同年10月20日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことから、自身の国民年金の被保険者資格種別を強制加入から任意加入へ切り替えるよう説明を受け、同日付けでその切替え手続を行った。

このため、私のA社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和43年10月20日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同社の関連会社であるB社において給与及び社会保険関係事務を担当していた者の証言により推認できる。

一方、上記回答があった事務担当者から、申立期間当時、A社の従業員の数は申立人を含め3人であった旨の証言が得られたことから、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていなかったものと推認できるほか、オンライン記録により、同社は昭和44年1月6日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

また、上記回答があった事務担当者から、申立期間当時、A社の給与及び 社会保険関係事務については、同社の関連会社であるB社において行ってお り、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前に、厚生年金保険料を給 与から控除していたことは考え難い旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月25日から31年5月20日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた昭和29年4月25日から31年5月20日までの期間に ついて、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社を退職した後、昭和 31 年9月にB社に入社したが、申立期間当時、同社では、前職が同社と同市内の町工場であった場合、引き抜き行為に当たるとして採用してもらえないことを知っていたため、同市内にあったA社に勤務していたことを隠してB社に就職した。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、当時の同社の事務担当者 及び同僚の証言により推認できる。

一方、申立人が名前を挙げた同僚及び 10 代でA社において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した 10 人に照会したところ、9人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立期間前に見習いとして入社し、その後正社員になった旨の証言が得られ、当該同僚の被保険者資格の取得日は、自身が入社したとする日から 15 か月後となっている。また、3人からは、被保険者資格の取得日よりそれぞれ6か月前、22 か月前に同社に入社した旨の証言が得られた。

また、申立期間当時、A社において、事務を担当していた者に照会したところ、申立人は、正社員ではなく、見習いとして入社した旨の証言が得られた。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名

前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いほか、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち、一人は、同名簿に名前が見当たらない。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も 見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月15日から46年4月15日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社B支店に勤務していた昭和44年6月15日から46年4月15日までの 期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、C市の公共職業安定所を通じてA社B支店に勤めるようになり、同社の通勤バスを利用して通勤していたことを記憶しているので、同社に勤務していたことは間違いない。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社B支店は、昭和48年7月1日に、厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。

また、A社D支店(現在は、A社E支店)に照会したところ、同社B支店は昭和42年に創業し、44年から48年6月までの期間については、同社D支店が同社B支店における社会保険関連の事務を行っていた旨のほか、同期間についての同社B支店の人事記録を保管しているが、同記録に申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

さらに、A社B支店に照会したところ、従業員の人事記録はすべて保管しているものの、申立人の在籍を確認できる記録は無い旨の回答が得られたほか、申立期間当時、同社同支店に在籍していた従業員二人から、申立人について記憶していない旨のほか、当時、社会保険には加入していなかった旨の証言が得られた。

加えて、申立期間当時、A社B支店に勤務していた5人に照会したところ、

全員から回答が得られたものの、申立人について記憶している者はおらず、また、そのうちの1人から、同社には、4社ないし5社の下請け会社のほか、孫請け会社があり、孫請け会社等の従業員も含めて、「A社」と記された作業衣及びヘルメットを着用していたので、自身がA社の社員だと思っている下請けあるいは孫請け会社の従業員が多数いた旨の証言が得られた。

また、公共職業安定所に照会したところ、A社B支店における申立人の雇用保険被保険者記録は無いほか、申立期間当時、申立人がほかの事業所において雇用保険に加入したとする記録も無い旨の回答が得られた。

このほか、申立人は、当初、申立期間を間違えて申し立てる等、申立期間について記憶が曖昧である上、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月1日から同年11月1日まで

② 昭和25年4月1日から28年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和24年4月1日から同年11月1日までの期間及び25年4月1日から28年9月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社を退職後、失業保険を受給しており、申立期間中、同社の従業員として、B基地内の工事現場に勤務していたことは間違いなく、また、厚生年金保険についても加入していたと記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社に照会したところ、申立期間①当時の書類は残存していないため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認できないとしているほか、同社が保管している申立期間②に係る同社B出張所在籍者の社員名簿(昭和 27 年 9 月 25 日現在)に、申立人の名前は見当たらない旨の回答が得られた。

また、申立期間①及び②当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した同僚 10 人に照会したところ、9人から回答が得られたものの、申立人について記憶している者はおらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記回答のあった同僚のうち二人は、正社員として、A社に入社 し、入社と同時に厚生年金保険に加入したことを記憶している旨の証言が得 られ、事実、オンライン記録により、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が記憶する入社時期とほぼ同時期であることが確認できることから、当時、同社では、正社員として入社した社員については、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情がうかがえるものの、申立人については、前記社員名簿にも名前は見当たらず、申立人も「身分については覚えていない」としており、正社員であったと確認することはできない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同被保険者名簿では、当時、一緒に勤務したとして申立人が名前を挙げている同僚3人の名前も見当たらないことから、同社においては、必ずしも、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、C健康保険組合に照会したところ、申立人に係る健康保険の加入記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月1日から61年4月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社(現在は、B社)に勤務していた昭和60年4月1日から61年4月1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、B社の回答から確認できる。

一方、B社から、申立期間当時の資料は残存していないものの、当時の庶務担当者等への聞き取り調査をした結果、申立人は、臨時社員として勤務しており、厚生年金保険には加入していなかった旨のほか、厚生年金保険料を給与から控除していなかった可能性が高い旨の回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、連絡先の判明した1人(正職員)に照会したところ、オンライン記録に加入記録が無い者は、厚生年金保険の加入手続をしていなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、B社から提供された管理台帳(昭和60年度)により、申立期間当時、A社には、申立人を含め、7人の臨時社員がいたことが確認できるが、そのうち、同社における厚生年金保険被保険者資格を有している同僚は2人だけとなっている。

加えて、申立人は、当委員会事務室の調査過程において、A社から、健康 保険証を受け取らなかったとしている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票綴には、申立人の原票は見当たらないほか、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申

立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も 見当たらない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月15日から同年11月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、平成元年3月15日から 同年11月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。 申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間につい て厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

労働局に照会したところ、申立人は、平成元年3月15日から4年2月15日までの期間に、A社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られたことから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは確認できる。

一方、B社に照会したところ、申立期間当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の厚生年金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有している者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したところ、1人から回答が得られ、オンライン記録により、その同僚の同資格の取得時期は、自身が記憶する入社時期より6か月遅いことが確認できることから、当時、同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間を含む平成元年1月 21 日から同年 11 月1日までの期間において国民年金被保険者資格を有し、 同期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、申立人 のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得月である平成元年 11 月の国 民年金保険料について、還付請求をし、2年1月6日に支払決議が行われて いることが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も 見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月24日から43年11月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた昭和42年6月24日から43年11月1日までの期間に ついて、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社において、毎月の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶している。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社は、昭和42年5月1日に、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、連絡先が判明した1人に照会したところ、回答が得られ、自身がA社を退職した昭和42年7月時点における同社の従業員数は、自身を含め、3人であったとしているほか、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である42年5月1日以降、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについては不明である旨の回答が得られた。

さらに、A社の申立期間当時の事業主に照会したところ、当時の資料は残存していないため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することはできない旨の回答が得られた。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保 険被保険者記録は無かった旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期

間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月18日から同年8月17日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた期間のうち、昭和32年3月18日から同年8月17日ま での期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和 32 年3月に中学校を卒業してすぐにA社に入社し、退職する 34 年5月まで同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同社の事業主の証言により推認できる。

一方、上記回答があった事業主から、申立人の申立期間における厚生年金保険料について、給与から控除していなかったほか、申立期間当時、A社では、入社後すぐに辞めてしまう従業員が多かったため、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた者のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうちの1人からは、入社時に16歳ないし18歳の者は、当初、見習い扱いで、会社はしばらく様子をみてから社会保険に加入させていた旨の証言が得られたほか、1人からは、厚生年金保険の被保険者資格取得日よりも以前から同社に勤務していた旨の証言が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除さ

れた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和33年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月19日から同年5月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた期間のうち、昭和57年4月19日から同年5月1日ま での期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和57年4月19日に入社してから平成9年5月31日に退職するまで、A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間について、労働局に照会したところ、申立人が昭和 57 年 5 月 1 日に雇用保険被保険者資格を取得し、平成 9 年 3 月 31 日に離職した記録がある旨の回答が得られた。

また、申立期間当時のA社の取締役及び同僚から、申立人は、当時、同社に勤務していた旨の証言が得られたことから、上記雇用保険の被保険者記録と考え合わせると、申立人は、申立期間を含む昭和 57 年4月 19 日から平成9年5月31日までの期間中、同社に勤務していたことが推認できる。

一方、申立期間中にA社の取締役であった3人及び同期間後に同社の取締役となった2人に照会したところ、3人から回答が得られ、そのうち同期間中に同社の社会保険事務担当であった取締役1人から、当時、同社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、1週間ないし2週間の試用期間があった旨の証言が得られた。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚(申立人が名前を挙げた同僚を含む。)のうち、連絡先の判明した9人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの1人から、同社では、社会保険の取扱いについては、取締役が決定し、社会保険事務担当者が手続を行っていたとし、従業員を必

ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったかもしれない旨の証言が得られ、事実、その同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得時期は、自身が記憶する入社時期より4か月遅いことが確認できる。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期 間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も 見当たらない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月1日から同年10月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた期間のうち、昭和59年8月1日から同年10月1日ま での加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間中、A社に勤務していたことは間違いないので、同期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 8 月 1 日から A 社に勤務し、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得したと主張しているものの、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は同年 10 月 1 日に同資格を取得していることが確認できる。

また、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、当時の資料は残存していないため、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況の詳細については不明であるものの、申立人は、B職見習いとして採用したことから、入社当初については社会保険に加入させていなかったと思う旨の証言が得られた。

さらに、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答が得られ、そのうちの2人から、同事業所では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、試用期間があったと思う旨の証言が得られた。

加えて、労働局に照会したところ、A社における申立人の雇用保険被保険

者記録は無い旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月13日から45年10月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた期間のうち、昭和44年9月13日から45年10月1日 までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

転職する際には、必ず次の就職先を見つけてから退職してきたため、勤務期間に空白はなく、したがって、厚生年金保険の加入記録にも空白があるはずがないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

A社は、オンライン記録により、昭和50年4月16日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、閉鎖商業登記簿謄本により、49年10月15日付けで解散し、50年4月15日付けで清算結了していることが確認できるため、同社に対し、申立人に係る申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

また、申立人は、申立期間後に、A社はB社に社名変更したと主張しており、事実、商業登記簿謄本により両社の所在地が同一であることが確認できるが、A社との関係について、B社に照会したところ、同社はA社との関連は無いとしており、A社の人事記録等は無い旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社に勤務していた同僚のうち、連絡先の判明した10人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

加えて、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保 険被保険者記録は無い旨の回答が得られた。 このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事 実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から同年5月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社(現在は、B社)に勤務していた期間のうち、昭和47年4月1日から同年5月1日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、昭和47年4月1日に入社してから同年7月29日に退職するまで、 A社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚 生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人は、昭和 47 年4月1日にA社に入社した旨の回答が得られた。

一方、B社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書では、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和 47 年 5 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録により確認できる同資格取得日と一致している。

また、B社から、申立期間当時、A社では、従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、1か月ないし3か月程度の試用期間があった旨の回答が得られた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人に照会したところ、2人から回答が得られ、そのうちの1人からは、申立期間当時、A社では、3か月間の試用期間があり、試用期間中は厚生年金保険に未加入であった旨の証言が得られた。

加えて、オンライン記録により、申立人と同じくA社における厚生年金保 険被保険者の資格取得日が昭和47年5月1日である者が19人いることが確 認でき、そのうち連絡先の判明した8人に照会したところ、5人から回答が得られ、そのうち3人は、自身が証言する入社時期より厚生年金保険被保険者の資格取得時期が1か月遅いことが確認できる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月21日から同年10月30日まで

② 昭和40年8月1日から同年12月31日まで

③ 昭和42年2月1日から43年12月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和39年4月21日から同年10月30日までの期間、B社に勤務していた期間のうち、40年8月1日から同年12月31日までの期間及びC事業に勤務していた42年2月1日から43年12月31日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、A社は、昭和 58 年 6 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるほか、閉鎖商業登記簿謄本により確認できる申立期間①当時の役員は、連絡先が不明であるか又は他界しており、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳の健康保険継続療養証明書交付欄に、申立人が同社を退職した後、その被扶養者が継続療養証明書の交付を受けていることの記載が確認できることから、仮に、申立人が申立期間①中に継続して健康保険厚生年金保険に加入していれば、その被扶養者は継続療養証明書の交付を受ける必要がないものと考えられる。

さらに、申立人は、A社の同僚について、その名字しか記憶しておらず、 オンライン記録によりその名字を検索したところ、該当者と考えられる者 は見当たるものの、その者は既に他界しているため、申立人に係る申立期間①当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

加えて、申立期間①当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、2人から回答を得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

2 申立期間②について、商業登記簿謄本により確認できる申立期間②当時 の代表取締役に照会したところ、当時の資料は残存していないため、申立 人に係る当時の勤務状況等について確認することはできない旨の回答が得 られたほか、同謄本により確認できる当時の役員は、連絡先が不明である か又は他界しており、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適 用について照会することができない。

また、申立人は、B社の同僚について記憶していないため、申立人に係る申立期間②当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

さらに、申立期間②当時にB社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が判明した4人に照会したところ、全員から回答を得られたものの、申立人に係る当時の勤務状況等に関する具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、労働局に照会したところ、申立人は、昭和39年6月30日から40年7月31日までの期間に、B社において雇用保険被保険者資格を有していた旨の回答が得られた。

3 申立期間③について、申立人は、C事業に勤務していたことを主張するのみで、代表者の名前等について記憶していないことから、申立事業所を特定することができないため、申立人に係る申立期間③当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

また、申立人は、C事業の同僚について、その名字しか記憶していないことから、同僚について特定することができないため、申立期間③当時の勤務状況等について具体的な証言を得ることができない。

- 4 申立期間②及び③について、オンライン記録により、申立人は、昭和 40 年8月1日から53 年5月16日までの期間において国民年金被保険者 資格を有し、同期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認でき る。
- 5 このほか、各申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、

周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年3月26日から同年10月1日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社における被保険者資格取得日が昭和31年10月1日となっている旨の 回答を受けた。手元の厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取 得した年月日」として昭和31年3月26日と記載されているので、A社の 被保険者資格取得日を同日に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」として昭和 31 年 3 月 26 日と記載されていることが確認できる。

また、申立期間当時の同僚から、申立人が、申立期間中、A社に勤務していた旨の証言が得られた。

一方、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿から、申立人がA社(現在は、B社)において被保険者資格を取得した際の厚生年金保険記号番号は、昭和31年10月1日取得として、同年10月26日に払い出されたことが確認できるとともに、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、同社が厚生年金保険の適用を受けるに至った日は同年10月1日であることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、申立人が名前を挙げた同僚3人及び申立人を含む健康保険整理番号1番から10番までの者は、全員、昭和31年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社に照会したところ、申立期間当時の資料が保存されておらず、申立人の勤務及び申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについては不明としている上、同社から提出された被保険者名簿に類する書類には、

「厚生年金適用年月日」として昭和31年10月1日と記載されている。

加えて、A社が厚生年金保険の適用を受けるに至った日に被保険者資格を取得している同僚のうち、存命中で連絡先の判明した7人に照会したものの、同社が厚生年金保険の適用を受けるに至る前に厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月1日から同年9月30日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社(現在は、B社) C工場に勤務していた昭和35年7月1日から同年9 月30日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、申立期間中、A社C工場に正社員として勤務しており、Dの製造等を行っていた。

このため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

B社に照会したところ、申立人は正社員ではなかった旨の回答が得られた ほか、同社から提出された申立期間当時の退職者名簿に申立人の名前は見当 たらない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した8人に照会したところ、5人から回答が得られたものの、全員が申立人について記憶しておらず、申立人に係る当時の勤務状況等について具体的な証言は得られなかったほか、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、当時、同社C工場において、同じ職務内容及び雇用形態であったとして、申立人が名前を挙げた同僚2人の名前は見当たらない。

さらに、上記回答のあった5人のうち、4人から、申立期間当時、A社C工場では、約1年程度の試用期間があった旨の証言が得られ、事実、オンライン記録により、4人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、自身が証言する入社日の約1年後であることが確認できることから、当時、同社では、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取

扱いではなかったことが推認できる。

加えて、上記回答のあった5人のうち、1人から、申立期間当時、A社C 工場に入社した従業員のうち、多くの者が、正社員として採用される前に臨 時雇用として採用されていたとし、3か月、6か月及び1年といった臨時雇 用の期間が設けられ、その間は社会保険に未加入であった旨の証言が得られ た。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された 事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係る事 実を確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和21年生

住 所:

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年2月10日まで 社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、 A社に勤務していた昭和40年10月から41年2月10日までの期間につい て、記録が無かった旨の回答を受けた。以前に社会保険事務所の窓口で、 B社の記録がある旨を告げられたことがあるので、申立期間について厚生 年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務担当者に照会したところ、当時はC職等の現場担当従業員の出入りが激しかったことから、現場担当従業員については6か月程度の見習期間を設け、その期間については厚生年金保険に未加入としていた旨の証言が得られた。

また、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間中に資格記録がある者のうち、存命中で連絡先が判明した7人及び申立人が名前を挙げた同僚1人の計8人に照会したところ、5人から回答が得られ、全員が申立人のことを記憶しておらず、3人から、申立期間当時、C職には2か月ないし6か月程度の見習期間があり、その間は厚生年金保険に未加入であった旨の証言が得られ、事実、回答があった同僚のうち、C職をしていた2人は、自身が証言する入社日よりも被保険者資格取得日が2か月程度遅れている。

さらに、A社に照会したところ、申立期間当時の記録は保存されておらず、 申立人の勤務及び厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかっ た。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立てに係

る事実を確認できる他の関連資料、周辺事情も見当たらない。